

報告第 3 号

## 令和 3 年度幸手市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度幸手市一般会計の事故繰越し繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

令和3年度幸手市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出 負担 行為額	左の内訳		支出 負 為 額 担 行 定	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
8	土木費	3 河川費	円	円	円	円	円	円	円	円	新型コロナウイルス感染症の影響で部材の納品が見込めず、年度内に事業を完了することが困難となったため。
		香日向排水機場 雨水排水ポンプ 更新事業	3,619,000	0	3,619,000	0	3,619,000	0	0	3,619,000	
10	教育費	2 小学校費	円	円	円	円	円	円	円	円	新型コロナウイルス感染症の影響で部材の納品が見込めず、年度内に事業を完了することが困難となったため。
		吉田小学校 受変電設備 更新事業	836,000	0	836,000	0	836,000	0	0	836,000	
合 計			4,455,000	0	4,455,000	0	4,455,000	0	0	4,455,000	